

平成27年10月29日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表＞

環境省東北地方環境事務所は、本日、有限会社川島林業に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜問い合わせ先＞

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
有限会社川島林業	福島県大沼郡会津美里町東尾岐字 村中乙 10948

2 指名停止措置期間：平成27年10月29日～平成27年11月11日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

（有）川島林業は、平成27年5月2日、大沼郡会津美里町内の山林において、当該業者の作業員が測量作業中、崖上から転落して死亡する事故を起こした。

本事件について、会津若松区検察庁は、事故発生箇所は高さが21メートルの崖で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、防網を張ったり、労働者に安全帯を使用させるなど、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなかったことが労働安全衛生法第21条第2項及び労働安全規則第519条第2項に違反するとして、7月30日、当該業者及びその代表者を公訴提起した。

5 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第8号に該当する。

従って、本件については、2週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理の不適切により生じた工事関係者事故) 8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 2ヶ月以内